

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

標記点検及び評価報告書を別紙のとおり作成する。

令和 5 年 8 月 29 日提出

今治市教育委員会

教育長 小澤 和樹

「理 由」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育に関する事務の点検及び評価報告書の作成を行うもの。

第13回教育委員会議案第37号

令和5年度教育費補正予算に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、令和4年度教育費補正予算について、意見を聴取する。

令和5年8月29日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

令和5年度今治市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度今治市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ965,799千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78,158,104千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

令和5年度 教育費（総括）

（単位 千円）

教育費現計予算	6,407,994
今回補正額	185,600
計	6,593,594

歳 出

款 項 目	補 正 前	補 正 額	計	補正予算額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教育費	6,407,994	185,600	6,593,594	166,612	18,988
2 小学校費	1,118,588	117,100	1,235,688	105,223	11,877
1 小学校管理費	1,057,808	117,100	1,174,908	105,223	11,877
				(内訳)	
				国庫支出金	
				36,123	
				地方債	
				69,100	
3 中学校費	696,611	50,000	746,611	42,889	7,111
1 中学校管理費	633,477	50,000	683,477	42,889	7,111
				(内訳)	
				国庫支出金	
				18,089	
				地方債	
				24,800	
5 保健体育費	2,171,954	18,500	2,190,454	18,500	0
3 学校給食費	1,100,444	18,500	1,118,944	18,500	0
				(内訳)	
				国庫支出金	
				18,500	

(単位 千円)

節		説明	目の説明
区分	金額		
10 需用費	2,900	消耗品費 2,580 印刷製本費 320	学校運営費 2,500
14 工事請負費	114,200	清水小学校校舎改修工事 47,000 バリアフリー化改修工事 59,400 照明器具LED化工事 7,800	施設整備費 114,600
10 需用費	1,400	消耗品費 1,340 印刷製本費 60	学校運営費 1,300
14 工事請負費	48,600	バリアフリー化改修工事 15,800 照明器具LED化工事 32,800	施設整備費 48,700
18 負担金補助 及び交付金	18,500	補助金 学校給食材料費高騰対応事業費	学校給食運営費 18,500

債務負担行為補正

(単位 千円)

事項	期間	限度額
清水小学校校舎改修事業	令和5年度から令和6年度まで	70,500 〔(参考) 令和5年度予算計上済額 47,000〕
バリアフリー化改修事業 (小学校分)	令和5年度から令和6年度まで	89,100 〔(参考) 令和5年度予算計上済額 59,400〕
照明器具LED化事業 (小学校分)	令和5年度から令和6年度まで	11,700 〔(参考) 令和5年度予算計上済額 7,800〕
バリアフリー化改修事業 (中学校分)	令和5年度から令和6年度まで	23,700 〔(参考) 令和5年度予算計上済額 15,800〕
照明器具LED化事業 (中学校分)	令和5年度から令和6年度まで	49,200 〔(参考) 令和5年度予算計上済額 32,800〕

資料 3

第 13 回教育委員会議案第 38 号

今治市公民館条例等の一部を改正する条例制定に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、今治市公民館条例等の一部を改正する条例制定について、意見を聴取する。

令和 5 年 8 月 29 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」

伯方支所跡地活用事業の実施に伴い、今治市伯方公民館、今治市営伯方木浦体育館及び今治市営伯方木浦グラウンドを廃止しようとするもの。

今治市公民館条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

伯方支所跡地活用事業の実施に伴い、今治市伯方公民館、今治市営伯方木浦体育館及び今治市営伯方木浦グラウンドを廃止しようとするもの。

今治市公民館条例等の一部を改正する条例

(今治市公民館条例の一部改正)

第1条 今治市公民館条例(平成17年今治市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、伯方公民館」を削る。

別表第1 今治市伯方公民館の項を削る。

別表第2中第8項の表を削り、第9項の表を第8項の表とする。

(今治市営体育館条例の一部改正)

第2条 今治市営体育館条例(平成17年今治市条例第112号)の一部を次のように改正する。

別表第1 今治市営伯方木浦体育館の項を削る。

別表第3 伯方木浦体育館の項を削る。

(今治市営スポーツランド条例の一部改正)

第3条 今治市営スポーツランド条例(平成17年今治市条例第113号)の一部を次のように改正する。

別表第1 今治市営伯方木浦グラウンドの項を削る。

別表第2中「今治市営伯方木浦グラウンド」を削る。

別表第6中「伯方木浦グラウンド、」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに発生した伯方公民館に係る使用料については、改正前の今治市公民館条例の規定は、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の日の前日までに発生した伯方木浦体育館に係る使用料については、改正前の今治市営体育館条例の規定は、なおその効力を有する。

4 この条例の施行の日の前日までに発生した伯方木浦グラウンドに係る使用料については、改正前の今治市営スポーツランド条例の規定は、なおその効力を有する。

(今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

5 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年今治市条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表今治市体育施設指定管理者選定審議会の項中「、今治市営伯方木浦体育館」及び「、今治市営伯方木浦グラウンド」を削る。

「参考」

第1条による今治市公民館条例改正条項新旧対照表

新

(使用料の納付)

第7条 使用者は、中央公民館、朝倉公民館、玉川公民館、波方公民館、大西公民館、菊間公民館、宮窪公民館_____又は大三島公民館を使用するときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
今治市宮窪公民館	今治市宮窪町宮窪2669番地
今治市大三島公民館	今治市大三島町宮浦5708番地

別表第2 (第7条関係)

1~7 略

8 大三島公民館使用料

表 略

備考 略

旧

(使用料の納付)

第7条 使用者は、中央公民館、朝倉公民館、玉川公民館、波方公民館、大西公民館、菊間公民館、宮窪公民館、伯方公民館又は大三島公民館を使用するときは、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

2 略

別表第1 (第2条関係)

名称	位置
今治市宮窪公民館	今治市宮窪町宮窪2669番地
今治市伯方公民館	今治市伯方町木浦甲1234番地
今治市大三島公民館	今治市大三島町宮浦5708番地

別表第2 (第7条関係)

1～7 略

8 伯方公民館使用料

区分	使用時間帯	8：30～ 12：30	12：30～ 17：30	17：30～ 21：30	8：30～ 17：30	12：30～ 21：30	8：30～ 21：30	超過料金 (1時間 につき)
		円	円	円	円	円	円	
大ホール		1,100	1,100	2,200	2,200	3,300	4,400	600
第1研修室		600	600	1,100	1,100	1,600	2,200	300
第2研修室		600	600	1,100	1,100	1,600	2,200	300
和室		600	600	1,100	1,100	1,600	2,200	300
摘要 ガス使用の場合は、2時間につき600円を加算する。								

9 大三島公民館使用料

表 略

備考 略

「参 考」

第2条による今治市営体育館条例改正条項新旧対照表

新					旧				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
名称		位置			名称		位置		
今治市営菊間コミュニティホール		今治市菊間町浜812番地			今治市営菊間コミュニティホール		今治市菊間町浜812番地		
					今治市営伯方木浦体育館		今治市伯方町木浦乙331番地2		
今治市営伯方武道場		今治市伯方町木浦甲3599番地6			今治市営伯方武道場		今治市伯方町木浦甲3599番地6		
別表第3（第9条、第17条の4関係）					別表第3（第9条、第17条の4関係）				
施設名称	施設区分	使用時間	施設使用料	照明施設使用料	施設名称	施設区分	使用時間	施設使用料	照明施設使用料
菊間コミュニティホール		1時間までごとに	100円	200円	菊間コミュニティホール		1時間までごとに	100円	200円
					伯方木浦体育館		1時間までごとに	100円	200円
伯方武道場		1時間までごとに	310円		伯方武道場		1時間までごとに	310円	
備考 略					備考 略				

「参 考」

第3条による今治市営スポーツランド条例改正条項新旧対照表

新				旧			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
名称		位置		名称		位置	
今治市営伯方S・Cパーク		今治市伯方町叶浦甲 1668番地32		今治市営伯方S・Cパーク		今治市伯方町叶浦甲 1668番地32	
				今治市営伯方木浦グラ ンド		今治市伯方町木浦甲 1157番地2	
今治市営伯方北浦グラ ンド		今治市伯方町北浦甲 2313番地		今治市営伯方北浦グラ ンド		今治市伯方町北浦甲 2313番地	
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
名称		施設		名称		施設	
		グラウンド		今治市営伯方木浦グラ ンド		グラウンド	
今治市営伯方北浦グラ ンド				今治市営伯方北浦グラ ンド			
今治市営伯方伊方グラ ンド				今治市営伯方伊方グラ ンド			
別表第6（第9条、第18条の4関係）				別表第6（第9条、第18条の4関係）			
施設名	施設区分	使用時間	使用料	施設名	施設区分	使用時間	使用料

	グラウンド	1時間ま でごとに	130円
伯方 北浦グラ ウンド、伯 方伊方グ ラウンド	夜間照明施 設	1時間ま でごとに	360円
備考 略			

伯方木浦 グラ ン ド、伯方 北浦グラ ウンド、伯 方伊方グ ラウンド	グラウンド	1時間ま でごとに	130円
	夜間照明施 設	1時間ま でごとに	360円
備考 略			

第 13 回教育委員会議案第 39 号

伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事請負契約の
締結に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、今治市長より意見を求められたため、伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事請負契約の締結について、意見を聴取する。

令和 5 年 8 月 29 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事請負契約の締結について

伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事施行のため、次の請負契約を締結する。

令和5年9月1日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 契約の目的 伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事
- 2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 3 契約金額、契約の相手方及び工期

区 分	契約金額	契約の相手方	工 期
伯方支所跡地活用事業公民館・体育館等整備に係る工事	円 1,218,800,000	今治市延喜甲303番地8 伯方島市有地有効活用 コンソーシアム 代表企業 今治市延喜甲303番地8 株式会社タニグチ 代表取締役 谷口 明	令和5年10月1 日から令和8年 3月19日まで

- 4 仮契約締結年月日 令和5年8月4日

「参 考」

1 工事概要

既存施設の解体業務	一式
新公民館及び新体育館の設計業務	一式
新公民館及び新体育館の建設業務	一式
その他、付随する業務	一式

2 評価結果（プロポーザル）

	<p style="text-align: center;">伯方島まちづくりグループ</p> <p>代表企業 伯方島まちづくり株式会社</p> <p>構成企業 株式会社タニグチ</p> <p>構成企業 SHPデザインスタジオ</p> <p>構成企業 有限会社ケイ構造建築設計</p>
提案内容評価点	62.86点/80.00点
提案価格評価点	20.00点/20.00点
合計（評価点）	82.86点/100.00点
提案金額	1,218,800,000円

区 分	金 額
提案上限価格	1,219,200,000 円

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

3 随意契約（プロポーザル）参加業者

業 者 名	備 考
<p style="text-align: center;">伯方島まちづくりグループ</p> <p>代表企業 伯方島まちづくり株式会社</p>	採 用

4 コンソーシアム構成企業

代表企業	株式会社タニグチ
構成企業	SHPデザインスタジオ
構成企業	有限会社ケイ構造建築設計

資料 5

第 13 回教育委員会議案第 40 号

今治市公民館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、社会教育法第 30 条第 1 項の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 5 年 8 月 29 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
欠員補充による

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市波止浜公民館

候補者	氏名	区分	備考
	八木 健一	社会教育の関係者	波止浜小学校PTA会長
	檜垣 慶子	社会教育の関係者	波止浜小学校PTA婦人部長
任期	令和5年8月29日 ~ 令和7年2月23日		

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	河村 和也	社会教育の関係者	波止浜小学校PTA会長
	羽田 基美	社会教育の関係者	波止浜小学校PTA教養研修部長

「参 照」

社会教育法（抜すい）

（公民館運営審議会）

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で
定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第 30 条第 2 項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

今治市公民館条例（抜すい）

（審議会）

第 11 条 法第 29 条第 1 項の規定により、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公民館ごとに委員 12 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

資料 6

第 13 回 教育委員会議案第 41 号

今治市図書館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市執行機関の附属機関設置条例第 4 条の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 5 年 8 月 29 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
欠員補充による

今治市図書館運営審議会委員 候補者名簿

候補者	氏名	区分	役職名
	川崎 文一	学校教育及び社会教育の関係者	今治市立吉海小学校長
	山口 峰松	学校教育及び社会教育の関係者	今治市立立花中学校長
任期		令和5年8月29日 ~ 令和6年7月7日	

退任委員

前任者	氏名	区分	役職名
	菅 征永	学校教育及び社会教育の関係者	今治市立宮窪小学校長
	高須 昌寿	学校教育及び社会教育の関係者	今治市立近見中学校長

「参 照」

今治市執行機関の附属機関設置条例（抜すい）

（構成）

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定限以内の数の委員をもって組織する。

第4条 附属機関の委員は、当該機関の属する執行機関が、それぞれの定めるところにより、当該機関の担任する事項に関し、学識経験を有する者その他最も適当と認められる関係者のうちから選任する。

今治市図書館運営審議会規則（抜すい）

（委員の構成）

第3条 審議会の委員の定数は、15人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

2 特定の地位又は職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

資料 7

第 13 回 教育委員会議案第 42 号

今治市視聴覚ライブラリー運営委員会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市立視聴覚ライブラリー条例第 12 条の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 5 年 8 月 29 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
任期満了による

今治市視聴覚ライブラリー運営委員会委員 候補者名簿

	氏 名	区 分	役 職 名
候 補 者	牧 ゆかり	学校教育関係者	亀岡小学校 教頭
	佐々木 秀	学校教育関係者	視聴覚教育部会 委員長 菊間小学校 教諭
	田中 一生	学校教育関係者	視聴覚教育部会 副委員長 西中学校 教諭
	森田 悦子	社会教育関係者	今治市連合婦人会 副会長
	織田 真吾	社会教育関係者	今治市PTA連合会 会長
	海田 良二	社会教育施設の代表	今治市立中央図書館 館長
	任 期	令和5年8月29日 ～ 令和7年8月28日	

「参 照」

今治市立視聴覚ライブラリー条例（抜すい）

（委員）

第12条 運営委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育に関する教育関係者及び行政担当者並びに視聴覚教育に関する学識経験者のうちから選任するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

今治市立視聴覚ライブラリー条例施行規則（抜すい）

（運営委員会）

第6条 今治市視聴覚ライブラリー運営委員会（以下「運営委員会」という。）

の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 小中学校の代表者
- (2) 社会教育関係団体及び施設の代表者
- (3) 学校教育及び社会教育行政の担当者
- (4) 学識経験者

資料 8

「参 考」

寄 附 採 納

採納年月日	寄附金額	寄 附 者	備 考
5 . 8 . 18	150,000	今治市菊間町種4070番地2 太陽石油株式会社 常務執行役員 四国事業所長 松 浦 孝 寿	教育支援費

採納年月日	寄附物件	評 価 額	寄 附 者	備 考
5 . 7 . 4	卓球台 3 台 防球フェンス運搬車 1 台 得点カウンター 10 個	円 475,000	高知県高知市南はりまや町一丁目1番1号 株式会社四国銀行 代表取締役 山 元 文 明	日吉中学校